

カーボンブラック安全データシート (SDS) 補足説明

この補足は、カーボンブラックの取り扱いに精通していない方に対して、一般的なカーボンブラックに対する理解を深めて戴くために説明を補足するものである。詳細は、SDSの記載による。尚、特殊なカーボンブラックや輸入品のカーボンブラック等は、製造供給者が発行するSDSを参考にされたい。

1. 安全データシートの書式

安全データシートは、JIS Z7252:2012に従って16項目に分けて記載した。

2項にある”GHS”とは、Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicalsの略称で、化学品の危険有害性（ハザード）ごとに分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するものである。

GHS区分可能な危険有害性がある場合には、有害性の”ある”項目及び”ない”項目も個別に記載する必要があるが、すべて”ない”場合には「GHS区分可能な有害性なし」として、一纏めに記載することになっている。

2. カーボンブラックについて

カーボンブラックは、炭素で構成される安定な無機製品である。水や油、有機溶剤に不溶である。このように安定した構造のため、自然発火温度は600℃を超え、引火しないため引火性の情報は無い。

3. 有害性情報（発がん性）

カーボンブラックは古くから工業化・使用されている。このカーボンブラック工場従業員のデータより、カーボンブラックへの暴露と肺がんの発生に因果関係は見い出せていない。動物実験（雌ラット）で有害影響が見られたが、その機構及び作用モードにおいてヒトへの関連性が十分でないため、GHSのルールに則り、判断に用いるデータには含めず、分類できないとしている。

4. 注意事項

カーボンブラックは安定した物質であるが、危険性が全くないわけではない。安全にカーボンブラックを取り扱うにはSDSに示された取り扱いを順守する必要がある。

以 上